

九州大学総合研究博物館教員選考内規

第1条 九州大学総合研究博物館（以下「博物館」という。）の教員の選考は、この内規に定めるところによる。

第2条 教員候補者の選考にあたっては、運営委員会に教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

第3条 選考委員会の委員は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 博物館長
- (2) 運営委員会から選ばれた教授または准教授4名
- (3) その他運営委員会が必要と認めた者 若干名

2 前項第2号の委員の選出にあたっては、原則として博物館の教授又は准教授からの委員及び博物館以外の教授又は准教授からの委員は同数とする。

3 教授候補者の選考については教授をもって構成する。

4 委員の交代又は補充を必要とするときは、選考委員会委員の選出の際の次点者を当てることにする。

第4条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

第5条 選考委員会は、教員候補者として1名を決め運営委員長に報告する。

2 選考委員会は、運営委員会における議決をもって解散する。

第6条 運営委員長は、前条第1項の報告に基づき運営委員会の議に付するものとする。

2 運営委員会の審議にあたっては、教員候補者の履歴及び研究業績等を提出するものとする。

3 教員候補者の議決には、教授候補者の場合は教授の運営委員が、准教授及び助教又は教務助手候補者の場合は教授及び准教授の運営委員があたることとする。

4 教員候補者として議決するには、議決にあたる出席運営委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

第7条 運営委員長は、前条により教員候補者が選定されたときは、その任用のため、所定の手続きをとる。

第8条 この内規に定めるもののほか、教員選考に関し必要な事項は、運営委員会の定めるところによる。

第9条 この内規の改正は、運営委員会委員総数の3分の2以上の出席した運営委員会で、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。